

事業主の皆さまへ

個人住民税の特別徴収について

日ごろより税務行政につきましては格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、山形県内のすべての市町村では、平成26年度から、法令に基づき個人住民税の特別徴収の完全実施を行っております。この特別徴収は、基本的にはパートやアルバイトの方も含めたすべての従業員の方が対象となるものです。

つきましては、給与支払報告書（総括表）の提出にあたりましては、下記の特別徴収と普通徴収の仕分け方法により、特別徴収の対象となる方の要件を再度御確認のうえ、適切に仕分けいただきますよう、御案内申し上げます。

特別徴収と普通徴収の仕分け方法について

事業種目	
受給者員	人
特別徴収対象者	人
普通徴収対象者（退職者）	人
普通徴収対象者（退職者を除く）	人
報告人員の合計	人
所属 税務署名	税務署

下記の「特別徴収の対象とならない者」以外の在職中の従業員の方は、パートやアルバイトの方を含めてすべて特別徴収の対象となります。

総括表の下に特別徴収者分の給与支払報告書を挟み提出をしてください。

普通徴収（個人で納付）にすることができるのは、以下の事由に該当する「特別徴収の対象とならない方」のみです。

①退職者（退職予定者を含む）
※退職予定者の場合には、摘要欄にその旨の記載と退職予定年月日を忘れずに記入してください。

②乙欄給報の方（他の事業主から主たる給与の支払いを受けている方）

③給与の支払いが不定期な方（季節労働者、年棒一括払い等）

特別徴収者分の下に仕切紙を挟み、その下に普通徴収者分の給与支払報告書を挟み提出してください。

普通徴収者分仕切紙

指定番号

事業所名を記入してください

【個人納付】

普通徴収分

・退職（予定）者 ※退職予定者の場合には、摘要欄にその旨の記載と退職予定年月日を忘れずに記入してください。
・乙欄給報の方（他の事業主から主たる給与の支払いを受けている方）
・給与の支払いが不定期な方（季節労働者、年棒一括払い等）

上

→ 総括表

→ 特別徴収者の給与支払報告書

→ **普通徴収者仕切紙はここに挟み込んでください**

→ 普通徴収者の給与支払報告書

下

※ 給与支払報告書の内容が特別徴収該当者にも関わらず、万が一普通徴収で提出された場合においては、法令に基づき、特別徴収に切り替えて手続きいたしますので、あらかじめ御了承ください。

※ 特別徴収の対象として給与支払報告書を提出した後に、退職・休職・転勤等によって、住民税を特別徴収することができなくなった方につきましては、速やかに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。